

資料編

- 子育て応援都市推進本部設置要綱
- 「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」に対する意見募集等の状況
- 次世代育成支援検討委員会の開催
- 次世代育成支援検討委員会設置要綱
- 次世代育成支援検討委員会委員名簿

子育て応援都市推進本部設置要綱

平成19年6月12日
19福保子計第185号
福祉保健局長決定

(目的)

第1 次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局の密接な連携により課題を検討し、政策の方向を示すとともに、都民や企業などに対して次世代育成支援の気運を醸成することを目的として、子育て応援都市推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(基本方針)

第2 検討及び取組に当たっては、次の事項を基本的な方針とする。

- (1) 企業や都民に積極的に発信すること。
- (2) 機動的かつ連続的な取組とすること。
- (3) 局の垣根を越え、横断的に取り組むこと。

(検討事項)

第3 本部は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 子育て応援都市東京・重点戦略の推進に関すること。
- (2) 東京都における次世代育成支援の気運醸成に向けた取組に関すること。
- (3) 次世代育成支援東京都行動計画（平成17年4月策定）の推進及び後期計画の策定に関すること（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第5項に基づく「措置の実施状況の公表」に関することを含む。）。
- (4) その他、東京都の次世代育成支援対策に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第4 本部は、本部長、副本部長及び委員により構成する。

- 2 本部長は、福祉保健局に関することを担任する副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、福祉保健局長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を主宰する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、原則として部長級職員とし、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、検討状況に応じて、別表1に掲げる者以外の者を委員として指名することができる。

(本部の運営)

第5 本部は、本部長が招集する。

- 2 各課題の検討において、主としてその課題を所管する局（責任局）を定めるものとする。

(意見の聴取)

第 6 本部長は、必要に応じて、外部の有識者等に対し出席を求め、又はその他の方法により、その意見を聞くことができる。

(部 会)

第 7 本部に「計画推進・評価部会」及び「後期行動計画策定部会」を設置する。

2 「計画推進・評価部会」及び「後期行動計画策定部会」の部会委員は、原則として課長級職員とし、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、検討状況に応じて、別表 2 に掲げる者以外の者を部会委員として指名することができる。

3 部会に部会委員の中から部会長を置くこととし、福祉保健局少子社会対策部計画課長の職にある者をもって充てる。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会長は、検討事項に応じ一部の部会委員のみを招集し、部会を開催することができる。

(幹事会)

第 8 本部の円滑な運営を図るため、幹事会を設置することができる。

2 幹事は、本部長が指名する、原則として課長級職員とする。

3 幹事会に幹事の中から本部長が指名する幹事長を置くこととする。

4 幹事会は幹事長が招集する。

5 幹事長は、検討事項に応じ一部の幹事のみを招集し、幹事会を開催することができる。

(事務局)

第 9 本部の事務局を福祉保健局少子社会対策部に置く。

(雑 則)

第 10 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月13日から施行する。

附 則 (20福保子計第873号)

この要綱は、平成21年2月3日から施行する。

附 則 (21福保子計第40号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (21福保子計第513号)

この要綱は、平成21年11月16日から施行する。

附 則 (21福保子計第719号)

この要綱は、平成22年2月24日から施行する。

別表 1

子育て応援都市推進本部委員

局 名	職 名
知事本局	計画調整部長
青少年・治安対策本部	参事（青少年対策担当）
総務局	労務担当部長
主税局	税制調査担当部長
生活文化スポーツ局	参事（男女平等参画担当） 私学部長
都市整備局	企画担当部長 住宅政策担当部長
福祉保健局	企画担当部長 参事（特命担当） 医療政策部長 保健政策部長 生活福祉部長 少子社会対策部長 参事（事業推進担当）
病院経営本部	経営企画部長
産業労働局	産業企画担当部長 商工部長 雇用就業部長
建設局	企画担当部長
交通局	企画担当部長
教育庁	参事（教育政策担当） 都立学校教育部長 地域教育支援部長 指導部長
警視庁	交通部交通総務課長 生活安全部生活安全総務課長 生活安全部少年育成課長

※ 本部長は福祉保健局に関することを担任する副知事を充てると要綱で規定している。

別表2

子育て応援都市推進本部「計画推進・評価部会」及び
「後期行動計画策定部会」委員

局名	部名	職名
知事本局	計画調整部	副参事（計画調整担当）
青少年・治安対策本部	総合対策部	企画調整担当課長
総務局	人事部	職員支援課長
主税局	税制部	税制調査課長
生活文化スポーツ局	総務部	副参事（企画担当）
	都民生活部	男女平等参画室長
	私学部	私学振興課長
都市整備局	総務部	調整担当課長
	住宅政策推進部	計画調整担当課長
福祉保健局	総務部	企画担当課長
	医療政策部	医療政策課長
	保健政策部	保健政策課長
	生活福祉部	計画課長
	少子社会対策部	計画課長 副参事（次世代育成支援担当） 育成支援課長 保育支援課長 子ども家庭支援課長 副参事（事業推進担当）
病院経営本部	経営企画部	経営戦略担当課長
産業労働局	総務部	副参事（企画担当）
	商工部	地域産業振興課長
	雇用就業部	労働環境課長
建設局	総務部	計画担当課長
交通局	総務部	総合計画課長
教育庁	総務部	教育政策室政策担当課長
	都立学校教育部	高等学校教育課長
	地域教育支援部	生涯学習課長
	指導部	指導企画課長
警視庁	交通部	管理官（交通総務課課長代理）
	生活安全部	管理官（生活安全総務課課長代理）
	生活安全部	管理官（少年育成課課長代理）

「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」に対する意見募集等の状況

東京都は、後期計画の策定に当たり、2度にわたって都民の方から意見を募集しました。計画の取りまとめに当たっては、寄せられた意見を十分参考とさせていただきました。また、個別事業の進め方に関する意見については、今後、計画を推進するに際しての参考とさせていただきます。

1 意見募集時期

- (1) 平成22年2月
- (2) 平成22年3月

2 意見総数 56件

次世代育成支援検討委員会の開催

○ 開催の目的

「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」を策定するに当たって、学識経験者や企業、都民の方などから参考となる意見をいただくため、次世代育成支援検討委員会を設置しました。

○ 開催経過と検討事項

	開催日時	主な検討内容
第1回	平成21年5月25日(月) 午前9時30分～11時30分	・後期計画の策定にあたって ・意見交換
第2回	平成21年7月3日(金) 午後6時～8時	・前期計画の進捗状況（目標設定事業） ・後期計画の構成・検討素案 ・重点課題「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」について
第3回	平成21年8月10日(月) 午前10時～12時	・後期計画の構成について ・重点課題「保育サービス」について①
第4回	平成21年9月1日(火) 午後6時30分～8時30分	・区市町村ニーズ調査について(経過報告) ・重点課題「保育サービス」について②
第5回	平成21年10月9日(金) 午後6時～8時	・重点課題「社会的養護」等について ・地域の児童家庭相談支援体制(現状・取組・今後の課題等)
第6回	平成21年11月12日(木) 午後6時～8時	・後期計画の全体構成について
第7回	平成22年2月24日(水) 午後6時～8時	・第1回パブリックコメントの結果報告 ・後期計画の素案等について

次世代育成支援検討委員会設置要綱

平成21年3月1日
20福保子計第939号
福祉保健局長決定

(目的)

第1 次世代育成支援東京都行動計画（後期計画）の策定に当たって、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第3項の規定に基づき都民の意見を、また、同条第4項の規定に基づき事業主及び労働者その他の関係者の意見を反映させる必要があるため、次世代育成支援検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 検討委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 次世代育成支援東京都行動計画（後期計画）の内容に関すること。
- (2) その他必要な事項

(検討委員会の構成)

第3 検討委員会は、学識経験者、企業、労働者団体、教育関係者、地域活動団体の関係者及び公募都民等、16名以内の委員で構成する。

- 2 検討委員会において、特別の事項を審議・検討するため必要がある時には、臨時委員を置くことができる。
- 3 検討委員会に会長1名を置く。
- 4 会長は委員の互選により選任する。

(委員の委嘱)

第4 委員は、局長が委嘱する。

(委員の任期)

第5 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集等)

第6 検討委員会は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長は、第3に定める者のほか、必要があると認めるときは、参考人として都関係部局職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第7 検討委員会の庶務は、東京都福祉保健局少子社会対策部計画課において行う。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）附則第1条第1項第2号に規定する政令で定める日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。
附則(21福保子計第197号)
この要綱は平成21年7月3日から施行する。

次世代育成支援検討委員会 委員名簿

(五十音順)

氏 名	所 属
阿 部 未 佳	都民公募
安 藤 哲 也	NPO法人ファザーリング・ジャパン代表
伊 藤 陽 子	新宿区子ども家庭部長
稲 泉 健 太 郎	日本労働組合総連合会東京都連合会 副事務局長・政策局長
牛 島 康 子	国分寺市子ども福祉部長
柏 女 靈 峰 【委 員 長】	淑徳大学総合福祉学部 教授
佐 藤 博 樹	東京大学社会科学研究所 教授
佐 藤 よ し 美	株式会社 東京コンサルト 取締役統括部長
座 間 美 都 子	花王株式会社 人材開発部門人材開発部 組織開発グループ(EPS推進担当)課長
新 谷 珠 恵	東京都小学校PTA協議会 会長
高 橋 明 彦	都民公募
柊 澤 章 次	東京都社会福祉協議会 保育部会長 めじろ保育園園長
松 田 妙 子	NPO法人せたがや子育てネット代表
山 上 美 弘	武蔵野市教育委員会 教育長
横 畑 昌 枝	東京都民生児童委員連合会 常務委員

子供と家庭の未来 ～「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」によせて～

【次世代育成支援検討委員会 委員長 柏女霊峰】

ここに「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」が多くの都民、関係者の参加のもとで策定されたことをとてもうれしく思います。委員会では7回の委員会が開催され、2回のパブリックコメント聴取と併せ、民間や都民の意見を反映させるべく努めてきました。

都の計画は二面性を持っています。区市町村が策定する計画を支援する、あるいは先導する支援計画の側面と、都が実施責任を持つ事項についての実施計画の2つの側面です。都が責任をもつ社会的養護などにおいては、家庭的養護の進展や専門的ケアの充実に尽力することができました。また、保育や地域の子育ち・子育て支援などの区市町村に対する支援部分においても、いくつか先導的なメッセージを出す計画となったように思います。

「子ども」はおとなが次の次代に贈る生きたメッセージであり、「子育て」は東京都の次世代を育てる営みでもあります。「子はかすがい」と言われますが、子育ては、人と人とをつなぎ、また、時代と時代を結ぶかすがいの役目を担う大切な営みといえるでしょう。今後、都の特性を踏まえた本計画が着実に進展していくことを心より願っています。

【次世代育成支援検討委員会 都民公募委員 阿部未佳】

5年前に一区民として「渋谷区次世代育成支援地域協議会」の委員になった私は、この経験を生かし、主婦として母親として意見が述べられれば、と「次世代育成支援東京都行動計画」の委員に応募しました。区のよいサービスを都に伝え、さらに都の次世代支援を学び、区に還元したいという思いでした。

応募当初、「子どもたちがイイ親になるためのプログラム作り」「都心の緑化」そして少子化対策として「不妊治療助成のさらなるレベルアップ」を私なりに提案してきました。一年間の会議を通し、都の次世代支援は幅が広く、保育園の待機児、虐待児対策など問題が山積していることが分かりました。専門家の方々のご意見を拝聴し、理想論だけではすまないことも理解できました。しかし、立場は違いますが、委員のみなさんすべてが、子どもたちの未来を心配し、愛情を持って行動計画作りに取り組んでいることが実感できました。微力ながら、私もその中に加わらせていただいたことを、本当に感謝しております。

【次世代育成支援検討委員会 都民公募委員 高橋明彦】

都民として、大学生と中学生の子どもの親として、共働きの夫として、これまで感じてきたことを胸に参加しました。会議は、前期計画の評価と新たな課題に、様々な観点から意見交換が行われ、実に真摯で密度の濃い内容であり、新たな展望も見えてきたように感じました。

次世代育成の核となるのは、“家庭”です。今、その“家庭”が小さく、“家庭”だけの力では、子を産み、育むことには、大きな犠牲を払うことを伴います。同時に“家庭”には、学校・地域・勤め先など様々な社会との関わりがあります。行政はその関わりの架け橋となる支援を通じて、道を示しています。

計画は、達成することだけが目的ではないと思います。計画の過程を通じて、都民が自らの問題として関心を持って、関わりを持つことの始まりではないかと思います。そして、成長と世代交代という時間の流れの中で開花するものだと思います。10年後の東京に夢を共有できるように。

